

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】		統計分析課	
令和七年度県統計調査の実施		生活衛生課	
食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設の名称の変更		指導監査課	
指定居宅サービスの事業の廃止		治山課	
保安林の指定施業要件の変更予定		経営支援課	
【公告】		耕地課	
大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧		農村振興課	
土地改良区の定款変更の認可		"	
県営土地改良事業の工事完了		"	
農地を利用する権利の設定に関する裁定		"	
"		"	
"		"	
公共測量の測量期間の変更		監理課	
開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
"		"	
"		"	
公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		"	

◎岡山県告示第二百六十号

令和七年度において、次の県統計調査を実施する。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県産業人材育成ニーズ調査

2 目的

第十二次岡山県職業能力開発計画及び産業人材育成研修の企画立案等、各種施策の基礎資料とすることを目的とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類における「建設業」、「製造業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」のうち「自動車整備業」又は「機械等修理業（別掲を除く）」に属し、従業員数が一人以上の民間事業所

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

(1) 事業所の名称、所在地、業種及び従業員数

(2) 事業の推移及び見通し

(3) 採用方針

(4) 人材育成の考え方

(5) 教育訓練の実施状況

2 その基準となる期日又は期間

令和七年八月一日。ただし、1(5)については、令和六年一月一日から同年十二月三十一日まで

四 報告を求める者

三千事業所

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求める期間

令和七年八月上旬から同年八月末まで

七 実施部課名

産業労働部労働雇用政策課

◎岡山県告示第二百六十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第九条第一項第一号の規定による登録を受けた食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成施設（以下「登録養成施設」という。）の設置者から、同令第十六条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり当該登録養成施設の名称を変更する旨の届出があった。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更前の登録養成施設の名称

くらしき作陽大学食文化学部現代食文化学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程

二 変更後の登録養成施設の名称

くらしき作陽大学食文化学部食マネジメント学科食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成課程

三 変更年月日

令和七年四月一日

◎岡山県告示第二百六十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ハーモニークアセンター

2 所在地

岡山県和気郡和気町藤野八〇番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社オーエムティーサービス

2 所在地

岡山県和気郡和気町藤野八〇番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年五月十二日

四 介護保険事業所番号

三三七二三〇〇五一

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔二一七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 意見の対象となった届出

令和六年岡山県公告第六四〇号で公告された笠岡モール・笠岡ファッションモールに関する令和七年八月十八日の変更に係る大規模小売店舗の変更の届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡モール・笠岡ファッションモール

所在地 笠岡市富岡字元八丁目二三二番一ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

(1) 第一分冊（届出事項・添付書類編）二十二ページに、夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合の、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果が示されており、十キロメートル毎時走行時の実測値を用いて再予測を行った結果、B地点で基準値を上回ることが予測されたと記載されている。

資料に記載されているとおり、夜間の荷さばき作業は周辺地域への影響を軽減させるべく対策を講じることにより基準値を満足することから、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の観点から、対策を講じ、適切な対応をすること。

(2) 第二分冊（指針配慮事項等編）十五ページから十六ページの「地域貢献実施状況表」に記載されているとおり、地域産業の活性化や地元雇用の促進をはじめとする雇用の確保など、地域貢献に努めること。

(3) 地域からの苦情の申出には真摯に対応すること。
2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年五月十六日から同年六月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和 7 年 5 月 1 6 日 岡山県公報 第 1 2 7 0 1 号

〔二一八〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年五月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

那岐池土地改良区

二 認可年月日

令和七年五月九日

〔二一九〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和七年五月十六日
地 区 名
備前（杉の谷池）
工 種
農地防災
岡山県知事
伊 原 木 隆 太
完了年月日
令和六・二・二九

〔二二〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年五月十六日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
高梁市川上町下大竹二二九番二	畑	七七六
高梁市川上町下大竹六三〇番二	畑	九四八

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
畑（野菜栽培） として利用	令和七年六月一日	権利の始期から令和十二年五月三十一日まで	八、六二〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局高梁支局に補償金を供託する。

〔二二一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年五月十六日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

岡山市東区西祖二七八番		
	所在及び地番	
田	地目	
六三一	面積（平方メートル）	

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和七年六月一日	権利の始期から令和十二年五月三十一日まで	三、一五五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

農地の所有者と料料される者（登記名義人）は不明者となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

〔二二二〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和七年五月十六日

一 農地の所在等

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
岡山市東区西祖三七九番	田	三八二
岡山市東区西祖三八〇番	田	二、五八一
岡山市東区西祖三九一番	田	一、六一〇

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和七年六月一日	権利の始期から令和十二年五月三十一日まで	二二、八六五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

四 農地の所有者等の情報

岡山市中区古京町一丁目七番三六号
名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

令和7年5月16日 岡山県公報 第12701号

〔二二三〕岡山市長から令和六年六月二十五日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）
において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和七年五月十六日

変更前

岡山県知事 伊原 木 隆 太

令和六年六月十四日から令和七年三月三十一日まで

変更後

令和六年六月十四日から令和七年十月三十一日まで

〔二二四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字尾越四七九六番一、四七九六番九、四七九七番七、四七九七番八、四八〇〇番一八、四八〇〇番一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市徳芳一五七番地一イデアール中庄B二〇五

大野 貴弘

大野 真子

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月三日岡山県指令建指第三九九号

〔二二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月十六日

岡山県知事

伊 原 木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字中通一一一番一、一一一番五、一一一番七、一一二番六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一三三一番地みらい A

瀧元 択真

三 許可年月日及び許可番号

令和七年二月十日岡山県指令建指第三七八号

〔二二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字皿池一二七番三、一二八番一、一二九番五、一二九番六、一二九番七、一二九番八、一三〇番二八、一四五番三、一四五番五、一四五番六、一四六番三

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市沖新町四〇番地一七

株式会社REIWA

代表取締役 登森 繁

三 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月十八日岡山県指令建指第三四二号

〔二二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年五月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字皿池一二七番三、一二八番一、一二九番五、一二九番六、一二九番七、一二九番八、一三〇番二八、一四五番三、一四五番五、一四五番六、一四六番三

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

倉敷市沖新町四〇番地一七

株式会社REIWA

代表取締役 登森 繁

五 許可年月日及び許可番号

令和六年十二月十八日岡山県指令建指第三四二号